

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長																
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税7) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動連動)																
		② 上記以外の税目	所得税: 外																
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】																
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地域(過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く)における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間: 5年間</p> <p>償却限度額: 機械・装置 普通償却額の 32%</p> <p>建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>本租税特別措置の適用期限を、令和8年度末まで2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法 第9条の2、第16条 ・租税特別措置法 第12条第4項柱書及び表第2号、第45条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項、第24項、 第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項、第25項 																
5	担当部局		総務省地域力創造グループ地域振興室																
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 令和6年8月</p> <p>分析対象期間: 令和3年度～令和8年度</p>																
7	創設年度及び改正経緯		<table border="0"> <tr> <td>昭和 61 年度</td> <td>創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700 万円超)</td> </tr> <tr> <td>昭和 63 年度</td> <td>適用期限の2年延長</td> </tr> <tr> <td>平成2年度</td> <td>適用期限の2年延長</td> </tr> <tr> <td>平成4年度</td> <td>適用期間の2年延長(1,900 万円超)</td> </tr> <tr> <td>平成6年度</td> <td>適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)</td> </tr> <tr> <td>平成7年度</td> <td>適用期限の2年延長</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>適用期限の2年延長(2,300 万円超)</td> </tr> <tr> <td>平成 10 年度</td> <td>特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)</td> </tr> </table>	昭和 61 年度	創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700 万円超)	昭和 63 年度	適用期限の2年延長	平成2年度	適用期限の2年延長	平成4年度	適用期間の2年延長(1,900 万円超)	平成6年度	適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)	平成7年度	適用期限の2年延長	平成9年度	適用期限の2年延長(2,300 万円超)	平成 10 年度	特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)
昭和 61 年度	創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700 万円超)																		
昭和 63 年度	適用期限の2年延長																		
平成2年度	適用期限の2年延長																		
平成4年度	適用期間の2年延長(1,900 万円超)																		
平成6年度	適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)																		
平成7年度	適用期限の2年延長																		
平成9年度	適用期限の2年延長(2,300 万円超)																		
平成 10 年度	特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100)																		

		<p>平成 11 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100)</p> <p>平成 13 年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100)</p> <p>平成 15 年度 適用期限の2年延長(2,500 万円超)</p> <p>平成 17 年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100)</p> <p>旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100)</p> <p>平成 19 年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成 23 年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成 25 年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000 万円超→500 万円以上)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする)</p> <p>令和5年度 適用期限の2年延長 (過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法に基づく過疎税制適用地区を除外)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和7年度～令和8年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第 16 条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものと</p>

		<p>する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024 第2章5(3)(令和6年6月21日閣議決定) (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和7年度概算要求における政策体系図 【基本計画(令和5年3月策定)】 II. 地方行政財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《政策体系における政策目的に係る目標》 雇用の確保を行い、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る (測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年 度 1.00 未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超)</p> <p>※ 社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの。 ※ 半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。</p> <p>《租税特別措置により達成しようとする目標》 半島地域における事業者の事業の継続又は拡大を図る (測定指標) 半島地域における事業所数 (目標値) 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。</p> <p>※ 総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されている。本特例措置により、事業者の労働生産性等が向上し、半島地域における「事業の継続又は拡大」が実現すれば、政策目的に係る目標である雇用の確保・人口流出の抑制・地域経済の活性化にもつながると考えられる。以上を踏まえ、令和3~8年の分析対象期間中、令和7年度以降においては、半島地域における事業者の「事業の継続又は拡大」を図ることを本特例措置により達成しようとする目標として新たに掲げ、その客観的な測定指標として「半島地域における事業所数」を設定することとする。</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、半島地域における事業者の事業の継続又は拡大が図られ、雇用の維持又は創出が期待される。</p> <p>加えて、特に、旅館業、農林水産物等販売業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加も見込まれる。</p> <p>これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。</p>														
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度 (実績)</th><th>令和4年度 (実績)</th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (見込)</th><th>令和7年度 (見込)</th><th>令和8年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td><td>107</td><td>87</td><td>88</td><td>73</td><td>70</td><td>65</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く)</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。</p> <p>※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第211回国会報告、第213回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。</p> <p>※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていなかったため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。</p> <p>※ 令和6年度～令和8年度の適用数は、令和3～5年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については別紙参照。</p>		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	適用数	107	87	88	73	70	65
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)										
適用数	107	87	88	73	70	65										
		<p>② 適用額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度 (実績)</th><th>令和4年度 (実績)</th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (見込)</th><th>令和7年度 (見込)</th><th>令和8年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税 (法人住民税・ 法人事業税)</td><td>1,487</td><td>1,379</td><td>801</td><td>664</td><td>637</td><td>591</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く)</p> <p>※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第211回国会報告、第213回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税</p>		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,487	1,379	801	664	637	591
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)										
法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,487	1,379	801	664	637	591										

		<p>制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。</p> <p>※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。</p> <p>※ 令和6年度～令和8年度の適用額は、令和3～5年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については別紙参照。</p>																												
	③ 減収額	<p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度 (実績)</th><th>令和4年度 (実績)</th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (見込)</th><th>令和7年度 (見込)</th><th>令和8年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>345</td><td>320</td><td>186</td><td>154</td><td>148</td><td>137</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>24</td><td>22</td><td>13</td><td>11</td><td>10</td><td>9</td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>24</td><td>22</td><td>13</td><td>11</td><td>10</td><td>10</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 適用件数は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。(全域過疎地域該当市町村を除く)</p> <p>※ 令和3年度及び4年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第211回国会報告、第213回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、また、令和5年度より過疎税制適用地区は除外となり、非過疎地域の適用数を把握するため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。</p> <p>※ 令和5年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。</p> <p>※ 法人住民税・法人事業税については要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。</p> <p>※ 令和6年度～令和8年度法人住民税・法人事業税については、令和5年度の適用額の値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については別紙参照。</p>		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	法人税	345	320	186	154	148	137	法人住民税	24	22	13	11	10	9	法人事業税	24	22	13	11	10	10
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)																								
法人税	345	320	186	154	148	137																								
法人住民税	24	22	13	11	10	9																								
法人事業税	24	22	13	11	10	10																								
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>【社会増減率】</p> <p>社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比</p> <p style="text-align: right;">単位：%</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>令和3年度 (実績)</th><th>令和4年度 (実績)</th><th>令和5年度 (実績)</th><th>令和6年度 (見込)</th><th>令和7年度 (見込)</th><th>令和8年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増減率</td><td>0.76</td><td>0.84</td><td>1.02</td><td>1.05</td><td>1.10</td><td>1.10</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>※ 令和3～4年度は目標値(半島地域における社会増減率に係る過去5ヵ年平均との比を毎年度1.00未満とする。)を達成している。一方で、令和5年度は目標値が達成できないなどコロナ禍前の社会減の傾向に戻りつつあり、将来にわたる毎年度の目標達成については今後も予断は許されない状況である。</p>		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	増減率	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10														
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)																								
増減率	0.76	0.84	1.02	1.05	1.10	1.10																								

		<p>《租税特別措置により達成しようとする目標》</p> <p>【事業所数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 28年 (実績)</th><th>令和 3年 (実績)</th><th>令和 8年 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>2,624</td><td>2,538</td><td>2,469</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>本特例措置は事業者による設備投資を促進することで半島における事業者の事業継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加(《租税特別措置により達成しようとする目標》)に対して効果がある。例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」(令和6年3月)においては、本特例措置が、「事業の継続又は拡大」や「雇用の維持又は創出」の前提となる、事業者の労働生産性や資本装備率について向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数見受けられるところ。</p> <p>また、社会増減率(H25-R4)や労働生産性(H24-R3)の比較を市町村単位で行ったところ、過去本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体では、適用のある自治体で、社会増減率及び労働生産性伸び率がともに向上していることが確認されている。令和7年度以降は、直近5年間(H28～R3)の事業所数の増減率が今後5年間(R3～R8)の増減率を上回ることを目標値として掲げるとともに、過去の知見を踏まえ、本特例措置を適用した自治体とそうでない自治体の社会増減率や労働生産性伸び率の比較を市町村単位で行い、本特例措置の目標に対する効果を事後的に検証することとする。また、半島地域における事業所数の維持・拡大を前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、《政策体系における政策目的に係る目標》の達成にも効果が見込まれる。例えば、本特例措置を適用した設備投資に伴い新規雇用を行った事例が複数見受けられるところである。今後も半島地域における良好な雇用機会の維持・創出を通じて、半島地域における就業者を維持することが必要であるため、本特例措置を引き続き実施することは必要である。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本特例措置による減収額 212 百万円(令和5年度)に対し、特例措置対象業者においては 27,128 百万円の設備投資が行われ、産業の振興に貢献し、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。</p> <p>※ 設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>		平成 28年 (実績)	令和 3年 (実績)	令和 8年 (見込)	件数	2,624	2,538	2,469
	平成 28年 (実績)	令和 3年 (実績)	令和 8年 (見込)							
件数	2,624	2,538	2,469							
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>半島振興施策のうち、産業振興の一として民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。</p> <p>本特例措置は事業者による設備投資を促進しその労働生産性等を向上させることで事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域の事業所数の維持・増加に対して効果がある。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考える。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と</p>								

		役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業(61百万円(令和6年度当初、国費))がある。</p> <p>当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るために、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一體的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う事業である。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>両施策が一體的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業商品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年8月

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績（割増償却）

	年度	R 3	R 4	R 5
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率 (%)	23.2	23.2	23.2
計	適用件数 (件)	107	87	88
	適用額 (百万円)	1,487	1,379	801
	減収額 (百万円)	345	320	186
うち新規	適用件数 (件)	17	5	17
	適用額 (百万円)	90	50	109
	減収額 (百万円)	21	12	25

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。確認書に基づき集計。

○適用見込み

	年度	R 6	R 7	R 8
	産業振興促進計画作成市町村数	54	54	54
	税率 (%)	23.2	23.2	23.2
計	適用件数 (件)	73	70	65
	適用年次終了分 (件)	29	15	15
	適用額 (百万円)	664	637	591
	減収額 (百万円)	154	148	137
うち新規	適用件数 (件)	14	12	10
	適用額 (百万円)	127	109	91
	減収額 (百万円)	29	25	21

※R 6～R 8 年度の「適用件数」及び「適用額」は、R 5 年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。（全域過疎地域該当市町村を除く）

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

- ・ R 6 年度見込み

＜適用件数＞

◎ R 5 年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 17 \times (-11.9 / 100 + 1) \} \div 14$$

$$\{ R 5 \text{ 年度新規適用件数} \times (R 1 \text{ 年度から R 5 年度の新規適用件数の平均増減率 (\%)} / 100 + 1) \}$$

◎ R 1 年度から R 5 年度の新規適用件数の平均増減率（%）は以下の各年度前年比から算出：-11.90

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

R 1 新規適用件数:35 (前年度32 → 増減率 : 9.4(前年度比 : 109.4))

R 2 新規適用件数:14 (前年度35 → 増減率 : -60.0(前年度比 : 40.0))

R 3 新規適用件数:17 (前年度14 → 増減率 : 21.4(前年度比 : 121.4))

R 4 新規適用件数:5 (前年度17 → 増減率 : -70.6(前年度比 : 29.4))

R 5 新規適用件数:17 (前年度5 → 増減率 : 240.0(前年度比 : 340.0))

$$\{ ((9.4+100) \times (-60.0+100) \times (21.4+100) \times (-70.6+100) \times (240.0+100))^{(1/5)} \} - 100$$

(件数は関係道府県に聞き取った結果)

＜適用額＞

◎ R 5 年度適用実績から 1 件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

1 件あたり適用額 : 801 (百万円) / 88 = 9.10 (百万円)

R 6 年度適用見込額 9.10 (百万円) × 14 = 127 (百万円)

1 件あたり適用額 : R 5 年度適用額 (計) / 適用件数 (計)

R 6 年度適用見込額 : 1 件あたり適用額 (R 5) × R 6 年度適用見込件数

＜減収額＞

◎ R 6 年度適用見込額に税率を乗じて算出

$$* 減収額 : 適用額 127百万円 × 税率 (23.2\%) = 29百万円$$

- ・ R 7、R 8 年度見込み

＜適用件数・適用額・減収額＞

◎ R 6 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

- ・ R 6 年度～R 8 年度見込み

＜適用件数＞

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

過年度の適用年次終了件数 : 3 年度適用件数 × { (100+平均(相乗平均)増減率) / 100 } ^ 残余年数

R 6 適用終了分

→ 令和元年度適用・令和 5 年度分 : 29 (実績値)

R 7 適用終了分

→ 令和 2 年度適用・令和 5 年度分 15 × { (100 + R 2 ~ R 5 の平均増減率 2.3 / 100) } : 15

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (21.4+100) \times (0.0+100) \times (-11.8+100) \}^{(1/3)} - 100$$

R 8 適用終了分

→ 令和 3 年度適用・令和 5 年度分 16 × { (100 + R 3 ~ R 5 の平均増減率 -3.0 / 100) } ^ 2 : 15

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-5.9+100) \times (0.0+100) \}^{(1/2)} - 100$$

＜適用額＞

◎ R 5 年度 1 件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

適用見込額 : 1 件あたり適用額 (R 5) × 各年度適用見込件数

＜減収額＞

◎ 適用見込額に税率 (23.2%) を乗じて算出